

事 務 連 絡

平成23年7月27日

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局）長 殿

中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省老健局総務課

社会福祉法人会計基準の運用上の取扱いについて（Q & A）

新たな社会福祉法人の会計基準については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）において、ご連絡させていただいているところでありますが、その取扱いにつきまして、別紙のとおりQ & Aをとりまとめましたので、ご連絡いたします。

貴管内関係機関及び各社会福祉法人に対し周知いただきますようお願いいたします。

【総論】

(問 1) 今回の社会福祉法人会計の一元化の目的如何。

(答)

社会福祉法人の会計処理については、平成 12 年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理の結果が異なる等の問題点が指摘されています。

また、社会福祉法人は、多額の公的資金・寄付金等を受け入れていることから、事業活動をより透明化し、経営実態をより正確に反映した形で国民や寄附者等に説明する責任があると考えています。

この様なことから、会計処理基準の一元化を図るとともに、公益法人会計基準等に採用されている最新の会計手法(時価会計、1 年基準等)を取り入れることにより、簡素でありながら法人の経営実態を正確に反映した、利害関係者にとって分かりやすい財務諸表を作成することを目的としています。

(問 2) 新会計基準が適用となる事業等の範囲如何。

(答)

旧社会福祉法人会計基準では、社会福祉法人が行う収益事業は適用の対象外としているほか、介護老人福祉施設や就労支援事業については個別の会計基準(指導指針、就労支援会計基準)に拠るなど、一つの法人内において、複数の会計基準を適用している状況がありました。

新会計基準においては、全ての事業区分(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を対象とし、社会福祉法人が行う全ての事業について、社会福祉法人会計基準に基づき会計処理することとしています。

【基準・注解】

(問 3) 内部取引消去を導入する理由如何。

内部取引を消去した場合、措置費支弁対象施設等における資金繰入の制限等について、財務諸表で確認ができないのではないか。

(基準第 1 章一 7 内部取引)

(答)

法人内部での取引(繰入金、貸付金を含む)を相殺消去することにより、法人全体の正確な収支の状況を把握する必要があると考えています。資金の繰入制限等に関わる科目については、法人全体では相殺消去されますが、拠点別等の資金収支内訳表等

において確認することが可能です。

(問4) 基準第4章の3(6)において、「固定資産の時価が著しく下落した場合には、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。」とされているが、「著しく下落した場合」とは、どのような場合を言うのか。

また、「使用価値を算定でき、かつ使用価値が時価を超える場合は、(略)使用価値をもって貸借対照表価額とする」とされているが、使用価値とは何か。また、どのように算定すれば良いのか。

(基準第4章—3 貸借対照表価額)

(答)

運用指針20(3)に規定しているように、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいいます。

使用価値とは注解(注18)にあるとおり資産又は資産グループを単位とし、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュフローの現在価値をもって算定します。具体的な計算方法については、日本公認会計士協会非営利法人委員会報告第31号「公益法人会計基準に関する実務指針(その3) 固定資産の減損会計 6. 使用価値の算定」が参考となるものと思料します。

(問5) 会計基準第5章財務諸表の注記の「(1) 継続事業の前提に関する注記」はどのように記載すればよいのか。 (基準第5章 財務諸表の注記)

(答)

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合(事業毎に判断するのではなく、法人全体の存続に疑義が生じた場合に限る)であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお、継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、財務諸表に次の事項を注記する必要があります。

1. 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
2. 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
3. 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
4. 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

なお、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在する場合とは、例えば債務超過等を指します。

(問6) 法人全体用の注記と拠点区分用の注記に同一の項目があるが、どちらかを省略することはできないか。
(基準第5章 財務諸表の注記)

(答)

法人全体用の注記では、各拠点区分の内訳等は表示されないため、拠点区分別の情報は、拠点区分用の注記で確認する必要があります。項目は同一であっても、情報の内容は異なるため、それぞれに注記を要することとしています。

ただし、「継続事業に関する注記」「関連当事者との取引の内容」「重要な偶発債務」の注記については、法人全体のみ注記することとしています。

(問7) 附属明細書別紙1「基本財産及びその他の固定資産の明細書」の様式について、設備資金借入金元金償還補助金がある場合の作成方法等を補足してほしい。

(基準第6章 附属明細書)

(答)

設例を設けて記入方法を説明しましたので、別紙をご覧ください。

(問8) 施設・設備整備資金借入金の償還補助金を国庫補助金等特別積立金に積み立てることとなったが、積み立てるタイミングはいつか。また、取崩額の計算はどのようにすればよいか。

(注解10 国庫補助金等特別積立金の取崩しについて)

(答)

国庫補助金等特別積立金への積み立ては補助金の受け入れ後に行います。

また、取崩の計算は償還補助金の総額（将来入金予定の金額を含む）を基礎とし、対象資産の耐用年数に応じて当該年度の減価償却費と同様の算定式で算出した金額を取り崩します。

(問9) 指導指針においては、10万円未満の初度設備については、国庫補助金等特別積立金に含めていたが、新会計基準での取扱いはどうなるのか。

(注解11 国庫補助金等特別積立金の積立てについて)

(答)

新会計基準においては、固定資産以外（10万円未満の初度設備等）についても、国庫補助金等特別積立金に含めることとします。

なお、10万円未満の初度設備に対応する国庫補助金等特別積立金は、初度設備を購入した年度に国庫補助金等特別積立金を積んだ上で、同年度に取り崩しを行います。

(問 10) 4号基本金を廃止する理由如何。

(注解 12 基本金への組入れについて)

(答)

社会福祉法人会計基準における基本金のうち、1号から3号までの基本金は、事業を行うにあたって収受した寄付金額を純資産の部に表したものです。

一方、旧社会福祉法人会計基準における4号基本金は、繰越活動収支差額(剰余金)から、基本財産への編入を条件として組入を認めたものであり、他の基本金とは性格を異にするものである他、法人の剰余金の状況が正しく表示されないという会計上の問題があったため、新社会福祉法人会計基準においては、廃止することとしたものです。

(問 11) 旧会計基準で規定されていた「4号基本金」が廃止されたが、「社会福祉法人定款準則」(「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障890号、社援2618号、老発794号、児発908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)の別紙二)第18条で定められている繰越金の基本財産への編入について、新会計基準ではどのように扱うのか。

(注解 12 基本金への組入れについて)

(答)

社会福祉法人定款準則第18条は繰越金の全部又は一部を基本財産に編入することを認めた規定であり、新会計基準の制定に伴い、当該規定の変更があるものではありません。4号基本金は廃止になりますので、定款準則18条に基づいて基本財産に編入した場合、借方側の該当資産を基本財産の部に計上すれば良く、当期末繰越活動増減差額を基本金に組み入れる必要はありません。

(問 12) その他の引当金を廃止する理由如何。

(注解 19 引当金)

(答)

引当金について、旧社会福祉法人会計基準では、①徴収不能引当金、②賞与引当金、③退職給与引当金のほかに、④その他の引当金が認められていました。

しかし、一般的な会計の原則では、引当金の計上には、

- ・ 将来の費用又は損失である
- ・ その費用又は損失の発生が当期以前の事象に起因する
- ・ その費用又は損失の発生の可能性が高い
- ・ その費用又は損失の金額を合理的に見積もることができる

という要件が必要であるとされているため、上記の要件にかかわらず任意で設定

できる「その他の引当金」は、廃止することとしました。

なお、その他の引当金（例えば、備品購入引当金等）は積立金の性格が強いことから、その他の引当金として計上されていた引当金を移行時に積立金に振り替えることは可能です。

（問 1 3） 平成 12 年に設定された「移行時特別積立金」の勘定科目が、新会計基準においては設定されていないが、移行時特別積立金がある場合の取扱い如何。

（注解 2 0 積立金と積立資産の関係について）

（答）

移行時特別積立金がある場合には貸借対照表の「＜純資産の部＞その他積立金（大区分）」の「〇〇積立金（中区分）」を、また、対応する移行時積立預金については「＜資産の部＞固定資産（大区分）」の「〇〇積立資産（小区分）」の科目を使用してください。

【財務諸表】

（問 1 4） 資金収支計算書の「予算額」欄に記入する額は、当初予算額と最終補正予算額のどちらを計上すればよいか。

（資金収支計算書）

（答）

最終補正予算額で計上してください。

（問 1 5） 病院会計準則等では、資金収支計算書の作成は求められていないが、新会計基準では、一律に資金収支計算書を作成することとされている。なぜ資金収支計算書を作成しなければならないのか。

また、病院会計準則の使用は可能なのか。

（資金収支計算書）

（答）

資金収支計算書は、一会計年度内の資金収支を明らかにし、予算管理を行うことを目的としています。社会福祉法人間での収支の比較を可能にするためにも、全ての社会福祉法人で資金収支計算書を作成することとしています。

なお、他の病院との財務状況等を比較する等のために、社会福祉法人会計基準による財務諸表と併せて、病院会計準則等に基づいた財務諸表を作成していただくことを妨げるものではありません。

(問 1 6) 勘定科目説明(運用指針「別添 3」)に個別に設定されていない取引があった場合は、どのように取り扱うのか。

(勘定科目)

(答)

〇〇収入、〇〇費等の科目を用意しておりますので、必要に応じてそれらを使用してください。

なお、勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できることとしています。

【運用指針】

(問 1 7) 運用指針「1 管理組織の確立」(1)にある「内部牽制に配慮した業務分担」とはどのようなことを言うのか。

(運用指針－1 管理組織の確立)

(答)

「会計責任者と出納職員の兼務を避け、内部牽制組織を確立する」こと等を想定しています。

(問 1 8) 運用指針「2 予算と経理」(1)において、「各拠点区分ごとに収入支出予算書を編成する」とされているが、サービス区分毎に予算書を作成することはできないのか。

(運用指針－2 予算と経理)

(答)

拠点区分を予算管理の単位としていますが、必要に応じてサービス区分毎に予算を編成してもかまいません。サービス区分毎に予算を編成する場合は、会計基準別紙 3 (拠点区分資金収支明細書)の様式をご参照ください。

(問 1 9) 運用指針「2 予算と経理」(2)において、補正予算の編成について「軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。」とあるが、「軽微な範囲」の具体的判断基準は何か。

(運用指針－2 予算と経理)

(答)

一律に判断基準を示すことは困難ですが、例えば、適正な予算管理の元でも予測で

きなかった資金の収支が、決算時において結果的に発生したもの等であれば、仮に予算超過であったとしても、補正予算を編成しないことも考えられます。

一方、当初に予算計上されていない新規事業を年度途中に開始した場合や、減算処分を受けたこと等での収入減、年間予算に重大な影響を及ぼすような経費増加が明らかかな場合について、これらが予算に反映されていない場合は、補正予算を編成することが望ましいと考えられます。

(問 2 0) なぜ、拠点区分を設定しなくてはいけないのか。

(運用指針－4 拠点区分について)

(答)

旧社会福祉法人会計基準においては、同一法人内において、複数の社会福祉事業を行う事業所を運営している際に、個々の事業所毎の財務状況が把握できないという問題がありました。

そのため、新会計基準においては、同一の法人において複数の事業所を運営している場合においては、拠点（事業所）単位で財務諸表を作成することとし、経営管理の実態に即した予算管理が可能となるよう、拠点区分を設定することとしました。

なお、法人内に複数の拠点が無い場合には、拠点区分別の財務諸表を省略できる等、事務の簡素化にも配慮しています。

(問 2 1) 運用指針「4 拠点区分について」(1)の規定により、社会福祉事業と一体的に実施されている公益事業は社会福祉事業と同一の拠点区分となるが、その場合の事業区分はどのように判断すれば良いのか。

(運用指針－4 拠点区分について)

(答)

運用指針「4 拠点区分について」(3)の規定により、その拠点での主たる事業が社会福祉事業であれば一体的に実施する小規模な公益事業も含めて社会福祉事業区分に計上することとなります。一体的に実施する小規模な事業については、サービス区分を設定することで、収支の実態が判るようにしています。

なお、収益事業は、社会福祉事業（及び公益事業）とは別の拠点区分としますので、収益事業の拠点はそのまま収益事業区分に計上します。

(問 2 2) 道路を挟んで別の建物により運営している施設・事業所を同一の拠点区分に含めて会計を処理することは可能か。

(運用指針－4 拠点区分について)

(答)

運用指針 4 による取扱い及び法令上の事業種別を勘案した上で、予算及び組織管理

上、一体的に運営されているのであれば可能です。

(問 2 3) 運用指針「5 サービス区分について」(2)において、「法人の定款に定める事業ごとに区分する」とあるが、定款の事業は拠点(場所)毎ではなく、事業毎に定められている。別の拠点(場所)で同じ事業を行なっている場合、サービス区分の取扱いはどうなるのか。

(運用指針－5 サービス区分について)

(答)

サービス区分は拠点区分の内訳ですので、同一事業で同一のサービス区分名であっても拠点区分毎に設定します。

(問 2 4) 運用指針「5 サービス区分について」(3)において、拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)と拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)は、事業の内容に応じて、どちらかを作成すれば他方の作成を省略することができるとされているが、不整合があったときに発見を容易にするために、両方を作成することはできないか。

(運用指針－5 サービス区分について)

(答)

拠点ごとのサービス区分の内訳については、事務負担軽減の観点から必要最小限なものとしています。介護保険サービスや障害サービスは、経営実態調査に対応する必要があることから拠点区分事業活動明細書を作成し、保育所運営費、措置費支弁対象施設における事業では、使途制限の確認の必要があることから、拠点区分資金収支明細書表を作成することとしています。なお、必要に応じ、両方の明細書を作成することを妨げるものではありません。

(問 2 5) リース資産の減価償却方法について具体的に説明してください。

(運用指針－16 減価償却について)

(答)

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、自己所有の固定資産と同じ減価償却方法で算定してください。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、原則としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定してください。

(問 2 6) 積立預金を専用の預金口座で管理する場合は、「遅くとも決算理事会終了後2か月を越えないうちに行う」としているが、理事会前に行うことは可能か。

(運用指針－19 積立資産)

(答)

積立預金にかかる口座設定への積立の期限を決算理事会が終了した2カ月後までに行うという趣旨ですので、決算理事会前におこなっても結構です。

(問27) 関連当事者の注記について、「対象とする役員は、有給常勤に限定」とあるが、「有給常勤」の定義は何か。

(運用指針－22 関連当事者)

(答)

関連当事者の注記の対象となる「有給常勤役員」は、概ね週4日間以上、役員として専ら法人の経営に参画し、かつ、役員としての報酬を得ている者とします。

常勤の施設長兼任役員であっても、役員報酬を得ていない者については、「有給常勤」には含みません。

(問28) 就労支援会計基準における積立金明細表は、「工賃変動積立金」等について、提供するサービスの種類毎（生活介護、就労移行支援等）に表示する様式となっていたが、新会計基準における積立金明細書では、拠点区分毎に明細書を作成すれば良い（サービスの種類毎に分ける必要はない）ということによろしいか。

(運用指針－23 附属明細書について)

(答)

事務負担の軽減の観点から、附属明細書の作成に当たっては拠点単位で作成すれば足りることとしています。

なお、法人によってサービス種別毎の内訳を作成することも差し支えないものとします。

【その他】

(問29) 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成12年2月17日社援施第7号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）の取扱いに変更はあるのか。

(関連通知)

(答)

新会計基準の制定にあたって、法人の入札契約の取扱いに変更はありません。

基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書

【事例の前提条件】(建物耐用年数50年、平成21年度首で建設後5年経過)

①建設時の資金・・・施設整備等補助金収入:120,000千円、設備資金借入金収入:

50,000千円(20年返済)、施設整備等寄附金収入:20,000千円、自己資金:10,000千円

②毎年の返済額等・・・設備資金借入金元金償還支出:2,500千円、設備資金借入金

元金償還補助金収入:2,000千円、減価償却費:4,000千円、国庫補助金等特別積立

金取崩額:3,200千円((120,000千円+2,000千円×20年)÷50年)

(自) 平成21年4月1日 (至) 平成22年3月31日

資産の種類及び名称	期首帳簿価額(A)		当期増加額(B)		当期減価償却額(C)		当期減少額(D)		期末帳簿価額(E=A+B-C-D)		減価償却累計額(F)		期末取得原価(G=E+F)		摘要
	うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		
基本財産(有形固定資産)															
建物	180,000,000		144,000,000	0	4,000,000	3,200,000	0	0	176,000,000	140,800,000	24,000,000	19,200,000	200,000,000	160,000,000	
基本財産合計	180,000,000		144,000,000	0	4,000,000	3,200,000	0	0	176,000,000	140,800,000	24,000,000	19,200,000	200,000,000	160,000,000	
その他の固定資産(有形固定資産)															
土地															
建物															
器具及び備品															
その他の固定資産(有形固定資産)計	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の固定資産(無形固定資産)															
ソフトウェア															
その他の固定資産(無形固定資産)計	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
基本財産及びその他の固定資産計	180,000,000		144,000,000	0	4,000,000	3,200,000	0	0	176,000,000	140,800,000	24,000,000	19,200,000	200,000,000	160,000,000	
将来入金予定の償還補助金の額				2,000,000			0								
差 引		114,000,000		2,000,000		3,200,000									

(注) 1. 「うち国庫補助金等の額」については、設備資金元金償還補助金がある場合には、償還補助総額を記載した上で、国庫補助金取崩計算を行うものとする。

ただし、「将来入金予定の償還補助金の額」欄では、「期首帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」はマイナス表示し、実際に補助金を受けた場合に「当期増加額」の「うち国庫補助金等の額」をプラス表示することにより、差引欄の「期末帳簿価額」の「うち国庫補助金等の額」が貸借対照表上の国庫補助金等特別積立金残高と一致することが確認できる。

2. 「当期増加額」には減価償却控除前の増加額、「当期減少額」には当期減価償却額を控除した減少額を記載する。